

教育



私立高等学校等授業料等補助事業

次の要件に該当する方で補助を希望される方は、期限までにお申し込みください。

補助対象者

- (1) 10月1日に私立高等学校(全日制課程・定時制課程・通信制課程)、中等教育学校の後期課程、または専修学校の高等課程に在学する生徒の保護者等
- (2) 授業料等の負担額が年額10,000円以上の方
- (3) 10月1日に本市内に住所を有する方
- (4) 令和2年度の市民税の算定に用いた課税標準額の合計が500万円を超えない方

なお、授業料等とは、授業料、入金、教育充実費、諸会費、設備維持費及びこれらに類するもので、補助対象者が負担する経費をいいます。
※公立・私立にかかわらず高等学校等を卒業、または修了したことがある生徒は対象外です。

補助金額 年額10,000円

申請方法 補助交付金申請書を学校教育課(本庁舎)、七宝・甚目寺市

民サービスセンター窓口)に提出、または学校教育課(本庁舎)に郵送してください。

令和2年1月2日以降にあま市へ転入された方

課税標準額は、世帯全体で合算し、審査しますので、保護者全員の課税証明書が必要です。令和2年1月1日に住民票のある市町村で交付を受け、申請書に添えてご提出ください。非課税の場合は非課税証明書を提出していただく必要があります。

また、対象生徒が成人の場合、生徒本人の課税証明書または非課税証明書が必要です。

申請期間 10月1日(木)から11月30日

(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

問合せ先 学校教育課

☎444・0902

FAX 443・8210

外国人学校修学援助補助事業

次の要件に該当する方で補助を希望される方は、期限までにお申し込みください。

補助対象者

- (1) 10月1日に外国人学校に在籍する幼児、または高等学校生徒の保護者等

- (2) 10月1日に本市に住所を所有する方

(3) 令和2年度の市民税の算定に用いた課税標準額の合計が500万円を超えない方

補助金額

・ 幼児 年額12,000円

・ 高等学校生徒 年額10,000円

申請方法 補助金交付申請書を学校教育課(本庁舎)窓口)に提出してください。

ください。

令和2年1月2日以降にあま市へ転入された方

課税標準額は、世帯全体で合算し、審査しますので、保護者全員の課税証明書が必要です。令和2年1月1日に住民票のある市区町村で交付を受け、申請書に添えてご提出ください。非課税の場合は非課税証明書を提出していただく必要があります。

また、高等学校生徒が成人の場合、生徒本人の課税証明書または非課税証明書が必要です。

申請期間 10月1日(木)から11月30日

(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜・祝日を除く)

問合せ先 学校教育課

☎444・0902

FAX 443・8210

福祉



戦没者等のご遺族の皆様へ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第十一回特別弔慰金)については、4月1日より請求受付を行ってるところですが、請求期間を過ぎますと第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

対象者 戦没者等の死亡当時の御遺族のお1人(細かい条件につきましては窓口にお問合せください)

支給内容 額面25万円(5年償還の記名国債)

請求期間 令和5年3月31日(金)まで

請求窓口 甚目寺庁舎 社会福祉課

午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜・祝日、年末年始を除く)

問合せ先 社会福祉課

☎444・3135

FAX 443・3555